

政務活動費のあり方の検討事項

事項	備考
政務活動費の指針について	
1 議長提出する領収書その他の証拠書類の形式について	
ア サイズはA4・縦判に統一する	
イ 片面印刷とする	
ウ 縮小コピー(例：A3判をA4判に縮小)は行わないこととする	
2 議長提出する書類の枚数の削減について	
ア 同一経費は一定期間分の領収書(レシート)をまとめて1つの支出伝票で充当できることを明記する	
3 その他	
ア 政務活動補助職員の雇用手続きを社会保険労務士、公認会計士、税理士などの専門家に依頼する経費(専門家への報酬等)を政務活動費に充当できることを明記する	